

函 企 国

令和5年（2023年）1月4日

市議会議員 各位

企 画 部 長

参考資料の配付について

このことについて、下記資料を参考配付いたします。

記

市有財産契約無効確認請求訴訟（旧ロシア領事館の売買契約の無効確認請求）
の判決への対応について

（企画部国際・地域交流課）

市有財産契約無効確認請求訴訟（旧ロシア領事館の売買契約の無効確認請求）の判決への対応について

1 原告

函館市内在住の70歳代の男性

2 被告

函館市（代表者 函館市長 工藤壽樹）

3 訴訟の経過

- | | | |
|---------------|----------------|--------|
| (1) 訴状提出日 | 令和4年（2022年） | 5月20日 |
| | （函館地方裁判所が同日受付） | |
| (2) 函館市訴状受付日 | 令和4年（2022年） | 7月 5日 |
| (3) 第1回口頭弁論期日 | 令和4年（2022年） | 8月30日 |
| (4) 口頭弁論終結日 | 令和4年（2022年） | 11月22日 |
| | （結審日） | |
| (5) 判決日 | 令和4年（2022年） | 12月27日 |

4 請求の内容

- (1) 被告が株式会社ソヴリンと令和3年（2021年）3月1日付で締結した市有財産売買契約は、無効であることを確認する。
- (2) 訴訟費用は被告の負担とする。

5 判決の内容

- (1) 原告の訴えを却下する。
- (2) 訴訟費用は原告の負担とする。

6 市の対応

これまでの口頭弁論で市が主張したことが認められた判決であることから、市としては、この判決を受け入れ控訴はしない。ただし、原告が控訴した場合は応訴する。